

第十三回 参議院内閣委員会會議録第三十号

昭和二十七年五月二十六日(月曜日)午後二時八分開会

出席者は左の通り。

- 委員長 河井 彌八君
理事 鈴木 直人君
委員 中川 幸平君
楠見 義男君
竹下 豊次君
成瀬 橋治君
上條 愛一君
栗栖 勉夫君
三好 始君
松原 一彦君

委員外議員

- 山縣 勝見君
高田 寛君

政府委員

- 総理府事務官 (内閣総理大臣官房審議室長事務代理) 増子 正安君
行政管理庁次長 大野木克彦君
行政管理庁 中川 融君
行政管理庁 柳下 昌男君
監査部長 高辻 正己君
法務府法制意 林 修三君
見第一局長
法務府法制意 見第二局長
法務府法制意 見第三局長
西村健次郎君
事務局側

- 常任委員 杉田正三郎君
会専門員 藤田 友作君
会専門員 藤田 友作君

本日の会議に付した事件
運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○法制局設置法案(内閣送付)

○総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○行政管理庁設置法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

諸君にお話いたしますが、運輸省設置法の一部を改正する法律案につきまして、山縣運輸委員長がお見えになりまして、運輸委員会の御意見をここに述べたいという御希望でありますから、さう取り計らいます。

御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○委員外議員(山縣勝見君) 本日特に運輸委員会のおきまして、運輸省設置法の一部を改正する法律案について検討いたしました点について、委員会の考へておりまする点を述べられたい機会をお与え下さいまして、厚く感謝をいたす次第であります。

運輸省設置法の一部を改正する法律案に關しまして、殊にこの観光行政に關して、運輸委員会におきましてはかねて深甚な関心と、従つてこれに關する所見を持つておられますので、この問題につきましては大委員会におきまして討論をいたしましたして、去る十六日の運輸委員会において、本法案に關して考へておられるところを決議いたしましたして、当委員会の御審議の御参考にお供しますために、なお又本委員会において本案を御審議願うときは是非共御勘考願いますために申入を決議いたしましたして、当委員会に、只今お手許に配付されておりまするような、観光局設置に關する件を決議いたしましたして、申入をいたしましたのであります。この件につきましては、もうすでに各委員方におかれましては、十分御承知でありまして、今更御説明を申し上げる何もございません。ただ運輸委員会におきましては、今後の観光行政を日本の講和後におけるいろいろの問題のうちで一番大きな問題の一つとして考へておられますだけに、今回の運輸省設置法の一部を改正する法律案におきまして、一律に形式的に局を廃して部にするとするふうな形式論のため、今後非常に重大な問題を持つておられますこの観光行政が等閑視されるような結果になる運輸省設置法の一部を改正する法律案に對しましては非常に遺憾の意を表する次第であります。

御承知の通りこの講和後におきましては、日本の観光客或いは又いろいろ／＼なビジネス等の用務もあられましようけれども、外国人の日本に参りまするが非常に増加いたしております。昭和二十二年度でありましたかには、僅か五百数十人でありましたのが、昭和二十

六年度は五万六千人、昭和二十七年度は六万五千くらいに予想されております。従つて又外貨の日本に落ちまする額のごときは、当初は非常に微々たるものでありましたが、昭和二十六年においては千四百万ドルでありましたか、昭和二十七年におきましては、二千百万ドルが想定されておる。なお又單に外貨収入という点だけでなくして、こういうふうな面を通じて、日本の国情を外国にその本當の日本の姿というものを紹介し、又將來日本の政治的にも経済的にも非常に重大な關係、役目を持つておりますこの観光行政というものを、單に他の行政の整理と同じような考へ方で、今回は観光監を置いて、さうして局を廃して部にする、これは行政の責任の点から見ましても非常にいろいろの問題があらまします。今後非常に重大な日本として問題があるこの観光行政というものが、こういうふうな行政の整理の一環として整理されることは重大な問題でありますので、お手許にあらまします理由によつて、又お手許にあらましますような申入をいたしましたして、是非とも當委員会において御審議になるときに、運輸委員会の意のあらましますところを御勘考願いますようお願いをいたします次第であります。この点、委員長といたしましてお願いを兼ね、申入をいたしましたような次第でございます。

なお若しもお許しを得ますれば、この問題に對して從來非常に實際上研究

をされ、又いろいろ／＼な点に御経験のある高田運輸委員長からも、若しも許されるならば発言をいたしたいということでありまますから、お許しを願いたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 高田委員の御発言お差支ないと思ひますが……

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○委員外議員(高田寛君) 私から只今の山縣運輸委員長の発言を補足御説明申上げのお許しを得ましたことを厚くお礼申上げます。

只今山縣委員長から申上げました通り、この観光事業が戦後の殊に講和條約発効後の我が國として、これは大きく是非取上げて強力に観光政策を推進しなければならんと私も確信しております。この際、このたびの行政組織改正の法案を見ますと、從來ありました運輸省観光部というものがなくなりましたので、ただ大臣官房に観光を担当する課を置いて、そのほかに観光監というものを運輸省に置くということになつておるのであります。これは部制を、観光部という制度を廃して観光監というものを置く、この制度はどうも私にはよく納得行きませんので、非常に行政組織の責任体制がはつきりしなくなるのじやないか、従つてこの観光行政を従来以上に強化しなければならぬといふこの際、從來より

逆非常に弱体化するといふことを非常に虞れるのでございませう。

ヨーロッパ各国におきましても、この第二次大戦後は観光事業に非常に力を入れました、特にフランスあたりは、運輸土木観光大臣の下に観光院總裁というものを置いて、特に強力に観光行政を進めておるのでありますが、我が国におきましても、やはりこの際、一面、外貨獲得の面から、又一面、日本に対する列国の認識を深めさせ、延いて国際親善に資する、こういう意味からいたしまして、観光行政について今後力を入れるべき点は多々あると存するのであります。いろ／＼観光道路とか、ホテルとか、こういう方面を整備する点、或いは又一般に観光土産品というものを適当に指導いたしました、これが今後の輸出促進に資するという点、或いは又、港や空港などにおきまして取扱官のいろ／＼取扱員方態度、延いては又一般の日本の国民の外国の客に対する取扱員方の心構えというものも指導するとか、非常に力を入れるべきときに当つて、この組織が従来の観光部というもので足りないと思つていたのが、この観光部制を廃止するということになりましては、誠に今日の日本の今後の観光事業の発展ということに心細く存する次第なものであります。勿論このたびの行政機構の改正は簡素化を眼目としておられることはよく承知しており、私も又これは賛成するものでありますけれども、特にこの今日の事態において今後力を入れなければならぬ面においては、特別にこれは強力な行政組織を作る必要があると思つております。丁度昭和五年の五月、当時の浜口内閣、御承知の通り非常に緊縮内閣であつたのでありますが、この浜口内閣の時代に、曾つては鉄道省に

国際観光局というものを設置いたしました、観光事業振興のために特段の力を入れたことも併せて見まして、今日観光事業の振興に特別に力を入れるべき時期に当りましては、やはり行政機構においても相当強力のものを作る必要を特に感ずるのであります。この意味におきまして、去る五月十六日運輸委員会全会一致を以ちまして、運輸省設置法の御審議に当りましては、運輸省に最小限度国際観光局というものを設置できるように、内閣委員会の皆様の御審議に当りまして特段の御配慮をお願い申し上げたいというところを決して差出したような次第でございます。何分この辺の事情をよく御諒察の上、特段の御配慮をお願い申し上げます。

○委員長(河井彌八君) それでは国家行政組織法の一部を改正する法律案、予備審査であります。これを議題といたします。提案理由につきましては、すでに政府から説明を伺つたのでありますが、内容について政府から御説明を願いたいと思つております。

○政府委員(大野木克彦君) それでは私から国家行政組織法の一部を改正する法律案につきまして御説明いたします。この法律案は先に提案理由の説明でも申し上げましたように、四点はかりの改正がございますが、第一は、従来行政機関として府は総理府及び法務府がございましてのであります。今回の行政機構改革によりまして、法務府はこれを法務省と改め、その長を法務大臣とすることいたしましたので、

右に伴いまして国家行政組織法の規定の中にあります法務府及び法務總裁を削ることいたしましたのが、この初めにございまして「第三條第三項中、法務府」を削り、「と」いうこととございまして、それから五條一項、それから十二條一項、十七條一項、十八條一項、いずれも法務府関係のものでございまして。

それから次に、従来国家行政組織の一部をなすものとして規定されておりました公団は、すでに全部廃止されましたので、これに關します規定第二十二條を削ることいたしました。そして二十二條の二、これは組織上の職名を付けることができるという規定でございますが、それを上げて二十二條といたしました。

それから次に今般の行政機構の改革の一環といたしまして、府又は省、それから本部等の官房及び局は、本年五月末日まで臨時的に設置が認められておりました。都並びに同じく特定の庁、資源庁でございまして、それに臨時的に設置せられております局は、このたびの機構の改正で本年七月一日以降はこれを廃止することといたしました。六月三十日まではまだこれを存置いたすことといたしておきませんと続きますので、臨時にこれらの部及び局を置き得る期間を現在の法律の五月三十一日から六月の三十日までを延長することができるように規定いたしましたのでございまして。

それから九番目といたしまして、府、省及び委員会及び庁等の廃止、及び部の廃止等に伴いまして組織法の末尾についておきます別表を整理することと

いたしました。これがこの法律の内容でございます。

○委員長(河井彌八君) それでは次に法制局設置法案を議題といたしました。その内容につきまして政府委員から御説明をお願いしたいと思います。これも予備審査であります。

○政府委員(西村健次郎君) 只今審査の対象になりました法制局設置法案につきまして、その内容につきまして御説明申し上げます。これはお手許にありますが、今度の機構改革によりまして、従来法務府の法制意見長官の下に、内閣に持つて行きました大部分の法制局を置くことといたしましたのでございまして。

第一條は、この意味におきまして「内閣に法制局を置く」ということになつておる次第でございます。それから内閣法制局長は法制局長官でございまして、これは内閣が任命することと相成つております。長官は長官の職務としまして、ここに第二條の第二項に「長官は、法制局の事務を統括し、部内の職員に任免、進退を行い、且つ、その職務につき、これを統括する」というふうになつておりますが、これは元來この法制局そのものが国家行政組織法に言う行政機関の枠内に入らないという法律的理由によりまして、従いまして国家公務員法の五十五條の特例をここに定めたわけでございます。と申しますのは、これがないと一々職員の任免、進退等内閣がやるということに相成るので、ちよつとその点が明らかであります。

で、ここに特にはつきり長官が職員といわゆる「任免、進退を行い」、「即ち身分的事務を行う国家公務員法五十五條の特例を規定した次第でございまして。

それから法制局の所掌事務でございまして、これは第三條にございまして、従来法制意見長官の下において法制意見の各局で所掌しておりました事務の大部分、即ちこれはすべて以前の法制局とその所掌事務は全く同一でございます。即ち「閣議に附される法律案、政令案及び條約案を審査し、これに意見を附し、及び必要とあれば修正を加えて、内閣に上申すること。」それから従來の法制局或いは法務府内における法制意見長官の部門におきましても同様でございまして、いわゆる俗に特定事情審議と申します法律案及び政令案をみずから立案し、内閣に上申する、これが第三條の第二号に書いてあることとございまして、それから同條の三号に「法律問題に關し内閣並びに内閣総理大臣及び各省大臣に對し意見を述べること」というふうになつておりました。これは従來法務府設置法において、法務總裁が内閣における最高の法律顧問として法律問題に對し意見を述べ、或いは勸告をするというふうになつておりました。その法律問題に關し意見を述べるといふ部面が、やはり法制局の所掌事務としてこちらに來ることといたしておる次第でございます。それから第四号の「内外及び国際法制並びにその運用に關する調査研究を行うこと。」これは法律案並びに政令案等の審議立案或いは法律問題に關する意見を述べるといふことと關連しまして、当然内閣に直屬する

で、ここに特にはつきり長官が職員といわゆる「任免、進退を行い」、「即ち身分的事務を行う国家公務員法五十五條の特例を規定した次第でございまして。

法制局としては、内外及び国際法制といふもの、その運用というふうな点につきまして、できるだけ調査研究をして比較法的或いは古来の、古今の制度といつたようなものを検討し、また、本来のその法律案並びに政令案の審議立案或いは法律問題に関する意見の陳述という職務に遺憾なきを期して行くといふことを狙つてゐる次第であります。ここに書いてありますこと以外に、全体としてやはり内閣にかかわりまするいろ／＼な法制一般の問題がございしますので、これにつきましても所掌をいたす。いろ／＼事例はあると思ひますけれども、この一号から四号までに書いてありますものを以外に法制一般といふものがあることを予想してゐる次第であります。

それから法制局内部部局は三部置くことになつております。意見部、第一部、第二部といふふうな三部ございまして、その所掌事務について法律に準けておりません理由は、まあ意見部につきましては、この部の名称が示すことごとく、法律問題に関する意見の陳述を司るということを予想してゐる次第でございまして、第一部、第二部につきましては、「政令で定める」ということに相成つております。こういう各省設置法と異つた定め方をいたしました理由は、法制局の法律案及び政令案の審議立案といふ事は非常に、何と言いますか、内閣の各級の法制全般でございまして、併しときによりまして、その分野における立法の繁閑といふものがあるからでございます。従ひまして法律で第一部はこれ／＼の事項に関する法律案及び政令案の審議立案、それから

第二部はこれ／＼の事項に関する法律案及び政令案の審議立案というふうな、仮に非常時にリジツトな制度をとりますと、実際問題といたしまして、或る時期、或る年におきまして動きがとれない。これは御承知のように、ここに書いてありますように、極く少数の人数で以て、一年に法律案のみでも四百件近いものを審議してゐる実情でございまして、どうしてもそのときの機に依つて申しますか、多少流動的に、機動的に事務を分掌させる必要があるという理由で、こういうふうな特別にいたした次第でございまして、なおまた蛇足でございすけれども、申上げますれば、元來法制局の職務といふものは各省と異りまして、直接に国民に接する、国民に対して或る職権を行使するといふような役所ではございせんので、政令で定めるということにして今のような機動的な事務の所掌を可能ならしめるほうが適當であらう、かように考えた次第であります。

法制局の長官のほかに置かれる職員といたしましては、「次長一人及び法制局参事官、法制局事務官その他所要の職員を置く」とことと相成つております。次長は一人でございまして、これは長官を助けまして、法制局全体の事務を整理する、こういうことに相成つております。それから参事官は、上官の命を受けまして、法律案及び政令案の審議立案その他法制局の所掌事務として定められた事項を司ることとなつております。それから事務官は参事官の補佐役といたしまして上官の命を受け事務を整理する。なお部長はこの参事官を以て充てるということに相成つております。それから定員はここにござ

ざいますように、長官及び次長を除きまして五十九人、極めて小規模な人数でございまして、甚だ仕事は多忙でございすけれども、政府全般の行政機構の簡素化という点にも照応いたしまして、この程度の定員でやつて参りた

それから第七條にちよつと書いてあります、「法制局に係る事項については、内閣法にいう主任大臣は、内閣総理大臣とする。これは内閣法の主任の特別な内閣に置かれるものにつきましては、内閣総理大臣といふことをこゝではつきり定めて置く必要がございすので、特にこの規定を置いた次第でございす。

甚だ不備な説明でございすけれども、大体以上であります。

○委員長(河井彌八君) 次に総理府設置法の一部を改正する法律案、これも予備審査であります。これを議題といたしまして、政府から本案の内容について御説明願ひます。総理大臣官房審議室次長増子君。

○委員長(河井彌八君) 次は総理府設置法の一部を改正する法律案、これも予備審査であります。これを議題といたしまして、政府から本案の内容について御説明願ひます。総理大臣官房審議室次長増子君。

○委員長(河井彌八君) それでは次に行政管理局設置法の一部を改正する法律案、これも予備審査であります。政府委員からこの内容について御説明願ひます。

四号までは、いわゆる行政管理に關係する部分でございまして、行政管理庁の管理部の所掌事務でございまして、これについては変更を加えませんが、第五号以下を改めることといたしまして、先づ統計關係の事項を五号から十号までに加えた次第でございまして、これらはいずれも統計法第六條に規定せられておるものでございまして、ただ第七号だけは統計報告調整法に關するものでございまして、それから第十一号及び第十二号は行政監察を整備強化するための規定でございまして、ちよつと中味を申し上げますと、十一号におきまして各行政機關の業務の実情を監察し必要な勧告を行う、それから第十二号におきまして、十一号でやる監察に關して、公共企業体に關する業務及び国の委任又は補助にかか

る業務の実施状況について關係各行政機關と協力して必要な調査を行うことができるといふことといたしてございまして、第十三号は各部、つまり管理部門にも統計基準部にも監察部にも共通するものでございまして、いずれも所掌事務に關して必要な資料の収集を行うことができるという規定を規定いたしてございまして、従来行政管理局は行政機關に關してのみ監察ができればよいとおつたのでございまして、公共企業体の業務及び国の委任又は補助にかかると業務の実施状況につきまして關係の各行政機關と協力して必要な調査、監察とまでは参りませんが、調査を行うことができるということにいたしました。この点は、経済調査庁は経済法令の運営に關する行政

機關のほか、法令による公園、日本専売公社、日本国有鉄道等の監察ができるようになっておりましたので、そういう点も勘案いたしました次第でございまして、次に現在第二條の第二項でございまして、これは第一項の所掌事務は人事院に對する關係においてはこれを適用しないものとし、且つ他の法令によつて人事院法務府及び会計検査院の所掌に屬せしめられた事務を含まないものとするといふことを規定いたしてございまして、今御承知のように人事院は内閣の機關から総理府の外局である国家人事委員会となりまして、国家行政組織法の適用を排除してございまして、国家公務員法の第四條第四項を削除せらるることになりましたので、前段を削りまして、又人事院、法務府、会計検査院とは監察の目的がおのずから相違いたしますので、重複する問題はないと考へるわけでござい

ます。あとは会計検査院は内閣から独立した機關でありますので、この監察部で行います調査は政府部内のほうは自己監査というようになり相成りますので、これも目的が違つて、又結果につきましても、おのずからその効果が違つておりますので重複する問題はないと考へまして、従来注意的な規定でありましたこの事項を削ることといたした次第であります。

それから次に第三條の關係でございまして、行政管理庁の内外部局といたしまして、現在は長官官房のほかには管理、監察の二部があるものでございまして、殊にこのたび統計委員会の仕事も統合いたしましたので、統計基準局というものを加えることにいたしましたし

た。そして二項以下におきましては所掌事務に必要な改正を加えている次第でございまして、次は地方支分部局でございまして、従来管理庁においては地方支分部局はございませんでした、このたび監察機構の整備強化等があまりましたので、そのために地方に九カ所の地方監察局を置くことといたしまして、各局に二部ずつを置くことといたしまして、その一管轄区域等が三條の二の三項に規定いたしてございまして、なおこの地方支分部局組織の細目につきましては長官が定めることといたしてござい

ます。それから次に第四條は「職員」といふ見出しの下で長官のことを規定してございまして、これを「長官」といふことに改めまして、長官は、監察上の必要により、公私の団体その他の關係者に対し、資料の提出に關し、協力を求めることができる」といふことを新たに追加いたしました。これも監察機構の整備のためでございまして、それから第四項につきましては、大體従来からも同じような規定がござい

ましたが、ただ關係行政機關の長に對しても意見を述べることができるようになつた次第でございまして、それから第六條に附屬機關の規定をいたしまして、従来は行政監察のために行政監察委員が置かれておつたのでござい

ますが、このたびの改正案では、これを廃止いたしました、新たに附屬機關といたしまして行政審議会というものと、それから統計につきましました統計審議会の二つを置くことといたして、前者につきましては、第七條に規

定いたしてございまして、長官の諮問に應じ、国の行政の改善を図ることを目的として、行政制度及び行政運営に關する重要事項並びに監察の結果に基く重要な勧告事項を調査審議する」といふことを規定いたしました、學識経験のある十五人以上の委員で組織することができるといふことといたして、又その委員は長官の委嘱に基いて監察を行うことができるということにいたしました、現在の監察委員の職能の一部を引継ぐようにいたしてござい

ます。次に「統計審議会は、長官の諮問に應じ、統計調査の審査、基準の設定及び総合調整並びに統計報告の調整に關する重要事項を調査審議し、並びにこれらの事項に關し長官に建議する」と、こゝういふことになつたのであります。十七人の委員で、第三項に掲げるようなものにつきまして内閣総理大臣が任命することといたしてございまして、以上が改正の概要でございまして、なお附則におきまして、経済調査庁法の廃止及びこれに伴ふ必要な措置並びに統計委員会の廃止に伴ふ統計法及び統計報告調整法についての所要の改正を規定いたしてございまして、そのうち主要なもの、経済調査庁法による経済調査官等の行為の効力、罰則につきま

す。三項、四項に規定いたしてございまして、それから第五項に、現在ございまして地方経済調査局につきましては、残務整理のために二十八年の三月末まで、これを当該地方監察局に附置することができるといふことといたして、併し残務整理が終了した場合には、政令で定めるところによりまして、その以前でもこれを廃止するとい

うことといたしてございまして、次に統計法につきましては第六項に改正をいたしてございまして、このうち十六條の二は、現在第六條の二の三にある統計委員会の権能に關する規定を生かすために規定いたしましたものでござい

ます。次に第十八條の二につきましては、行政管理庁の長官が、統計技術に關する専門的な事項につきましての権限を統計基準部長に委任することができるといふことを規定いたしてござい

ます。それから統計報告調整法につきましても所要の改正を加えてござい

ます。十四條におきまして、統計法の場合と同じように、専門的な事項につきましては行政管理庁長官は政令で定めるところによつて統計基準部長に委任することができるといふことを規定いたしてござい

ます。他は一般の改正規定の附則と同様でございまして、大体以上であります。

○委員長(河井彌八君) それでは本日政府の説明を得ました各案につきましまして、御質疑があらますれば、この際お願いしたいと思ひます。つきましては、先づ行政管理庁の大野不次長が今御説明せられたものを、便宜これを議題といたしまして御質疑を願ひます。

○委員(河井彌八君) ちよつと速記とめて。

○委員(河井彌八君) 速記つけて、どうぞ。

○委員(河井彌八君) 速記つけて、どうぞ。それでは本日議題にいたしました案につきまして御質疑があれば、願うことにならう。

○栗栖越夫君 行政管理局の設置法の一部を改正する法律案の中で、経済調査庁の廃止の問題がありますが、これは定員とか人員の上では一番終りに、当然この「行政管理局の職員となるものとする」とあるようですが、この関係が今少し説明して頂くといいと思ふのです。当然……全部当然なるのですか、どうなるのですか。

○政府委員(大野木克彦君) これは「別に辞令を発せられない場合において、同一の勤務条件をもつて、行政管理局の職員となるもの」でございます。で、実は現在……、経済調査庁は御承知のように経済統制のために設置せられた庁でございます。その後一部新しい方式が入りまして、行政経済法令についての監査を行うということになりまして、現在それらのほうの仕事もやつておるのでございますが、今回一応これを廃止することといたしました。で現在その職員をいたしましては、中央に六百六十二人、それから管区は四百五十人、それから各地方局と言つておりますが、各府県に合計千三百二十九人、合計千九百四十一人の職員がおります。これを新しく監察機構を行うために、このうち千九百九十一人を使うということに相成つております。

○栗栖越夫君 そうすると今の場合

は、このまゝ定員法との関係ですが、廃止になれば、別に辞令の発せられない場合においても当然廃官になるのであつて、やめるのであつて、「別に辞令を発せられない場合においては」というその関係がちよつとはつきりせんと思ふのですが、どうでしょうか。

○政府委員(大野木克彦君) 要するにこの経済調査庁関係では只今申上げました数の差だけが整理されると七百八人、七百四十人が整理されると七百六十人となりまして、これは来年の三月末まで定員外として、これは定員法の規定になりますから、定員法で以てそれだけが整理されるという形になります。それで来年の三月末までは定員外として置くことができる。で特にこの定員法で規定せられた行政管理局の定員を超える人数は三月までに整理される、こういうことになります。

○栗栖越夫君 そうすると、その定員外として存置される者には辞令が出るのでしようか、どうでしょうか、この施行の際に辞令が出るかどうかということには……。

○政府委員(大野木克彦君) 施行のときにはこれは誰が整理されるかということはまだきまりませんので、そのときには全部には出ないと思ふ。

○栗栖越夫君 そうすると、出ない場合には別に辞令を発しない場合ということに該当しますか。

○政府委員(大野木克彦君) そうです。

○栗栖越夫君 定員外になるということとはこの条文で大丈夫ですか。

○政府委員(大野木克彦君) それは定員法のほうで規定されるのです。結局数として定員外になるのでありまして、誰がそれに該当するかということには、別にその時に辞令を用いるということになります。

○栗栖越夫君 そうすると辞令は出るのですか、その時に……。

○政府委員(大野木克彦君) 罷めるときに辞令が出まして、引継ぐときはそのまま一応全部引継がれるわけでございます。

○栗栖越夫君 そうすると私一つ疑問があるのですが、全体では定員外が幾らくらいで、幾らがこの定員の中に入つておるものとして引継がれるとしまして、併し特定のかたがどれが定員外であるか、定員内であるかということとはわからないわけですね、そうで

すね、これはこの条文ではつきりしておるかどうかということをお尋ねするわけですか。

○政府委員(大野木克彦君) 誰がその定員外の部分に入るかということとは特定いたしません。ただ数として定員外があるというだけでございます。

○栗栖越夫君 小さいことを言うようですが、この条文じゃそこがそれだけでございますか。

○政府委員(大野木克彦君) これは特別にそのときに辞令を発しませんが、この同一の勤務条件を以て行政管理局の一応の職員となるという規定を規定いたしておりますので、定員外云々

は、このまゝ定員法との関係ですが、廃止になれば、別に辞令の発せられない場合においても当然廃官になるのであつて、やめるのであつて、「別に辞令を発せられない場合においては」というその関係がちよつとはつきりせんと思ふのですが、どうでしょうか。

○栗栖越夫君 私の質問がまずいか、とりかたがまずいか何なんでしょうが、いや、定員外であつてもなお職員となつておるということについては条文が要りはないかということをお尋ねするのですか、法文の……。

○政府委員(大野木克彦君) それは別に要らないと思ふ。このまゝでこの条文で間に合ふと思ふ。

○栗栖越夫君 それじゃこれは定員法のところにかつて一つお尋ねすることにしませう。

○三好始君 法制局設置法で質問してよろしいですか、法律案が飛びくになつて困るのですか。

○委員(河井彌八君) よろしいです。

○三好始君 先ほど法制局設置法案の内容について御説明を伺つたのでありますが、私疑問に思つたのは、法制局は国家行政組織法上どういう根拠を持つておるかという点であります。

○政府委員(林修三君) これは御承知のように今度の法制局はこの昭和二十二年の新憲法施行後に一時二十三年までの間、内閣に法制局が置かれておつたのでございまして、それと大体同様な考え方でございまして、法制局の仕事の性質上直接に内閣或いは言い換へれば閣議を補佐する機関である、こういう考えからこの部局は内閣直屬の部局にいたしてあります。いわゆる内閣法におきましても内閣官房のほかに内閣を補佐する機関を置くことになつておりますが、そういうものを参照

しまして内閣直屬の部局としてこの機関を置くことといたしております。国家行政組織法は一応その内容を見ますと、内閣の統轄の下に府、省、庁、委員会を置くことになつておるわけでありまして、それとは別に内閣直屬の部局としてこの法制局を置く、こういう考え方で出ております。従つて国家行政組織法が直接に規定する行政機関ではない、かように考えておるわけでありませう。

○三好始君 国家行政組織法が直接に規定する行政機関でないというところ、国家行政組織法が行政組織の基本法としての性格を持つておつて、すべての行政組織が国家行政組織法に根拠を持つておる。私たちは従来そういう理解の下に国の行政組織を考へて参つたのであります。法制局に限つて国家行政組織法の規定とは別個な組織として設けられるということになると、国家行政組織法で基本法そのものが少し性質が變つて来る。国家行政組織法によつて規律せられない行政組織も存在するということになりますと、従来私たちが考へて来た国家行政組織法に対する考えかたが變つて来なければいけないというところにもなります。それで疑問を持つた次第であります。

○政府委員(林修三君) 第三條第一項には「国の行政機関の組織は、この法律でこれを定めるものとする」という原則を規定しておるわけでありまして、第二項には「行政組織のため置かれる国の行政機関は、府、省、委員会及び庁とし、その設置及び廃止は、別に法律の定めるところによる」とありまして、各省設置法等はこれらを根拠とし

たします。ですからこれだけでは定員外云々は出ておりませんけれども、定員法と合せてそういうことになりなす。

で設けられておるわけでありまして、法制局はこの第三條の一項、二項のどれにも根拠を持つておらないと、こういう感じがするのであります。先ほどの御説明によりまして、法制局の根拠はむしろ第二條に求めらるるような印象を受けたのであります。第二條は、「国家行政組織は、内閣の統轄の下に、明確な範囲の所掌事務と権限を有する行政機関の全体によつて、系統的に構成されなければならない。」という規定でありまして、このうちの「内閣の統轄の下に」という表現を一つの根拠に求めて、内閣の直屬機関として第三條とは別個に法制局を作つたのであります。私はこの第二條に規定してある「内閣の統轄の下に」という表現を、第三條とは別に、内閣の直屬機関として各種の行政機関を設け得るよう解釈することが許されるかどうかということについて疑問を持つてあります。それでそういう疑問に対してはつきりしたお答えを頂きたいというところを、内閣の統轄の下に行政組織法第三條とは別個に今回提出されておるような法制局に立場が同じものが他に例があるのかないのか、こういうことも併せて伺いたいのであります。

内閣の組織そのものにつきまして規定をいたしておきます。この国家行政組織法のほうは、内閣の統轄の下にあります国の各行政機関について規定をしておるわけでありまして、この法制局は内閣法に申します内閣という合議体の機関、この機関の直接補佐をする機関だ、こういう考えの下に内閣法に基きまして作られるべきものである、こう考へておるわけでありまして、国家行政組織法はそういう合議体の内閣という行政機関、憲法にいます行政機関の統轄の下にありますところの府、省、庁、委員会、こういう行政組織を定めおるわけでありまして、一応勿論内閣の統轄の下にございませうけれども、内閣とは一応別個の行政機構を、成しておるわけでありまして、そこは多少違つてはなからいと思つておるわけでありまして、この法制局の仕事は設置法の第三條の内容から申しまして、閣議におきまして定められるべきことについての直接補佐である、そういう考えから、これを内閣に……、いわゆる内閣の附置機関とすべきが適当ではないか、こういう考へてございまして、これは内閣法の第十二條に只今のところ「内閣に内閣官房を置く。」と書いてございまして、その第四項に内閣官房の外、内閣に別に法律の定めるところにより、必要な機関を置き、内閣の事務を助けしめることができる。」という規定がございまして、現在内閣官房というものが内閣にあるわけにございまして、これはいわゆる閣議の事項を整理することをその職務といたしておきます。これはやはり国家行政組織法におきまして、内閣の統轄の下にあります府、省、庁、委員会とは別の組織である。閣議を

直接補佐する機関であると考えられております。それと並んで、この法制に關しまして閣議を直接補佐する機関としてこれを考へておる。只今までのところこの内閣の機関といたしましては、御承知のようにこの内閣官房というものが一つございまして、もう一つは外国為替及び外国為替管理法に基きまして置かれております閣僚會議会というものがございまして、これは我々内閣の機関と考へておるわけにございまして、そのほかに只今のところ今度の行政組織法の改正で、多少性格が變つて来るようになつておりますが、人事院は内閣の機関である。国家行政組織法の府、省、庁の外に立つ機関である、かように解釈されておるわけにございまして、今までの例といたしましてはそういうものがあるわけにございまして。

○三好始君 政府側の趣旨は今の御説明でわかりましたから、詳細な質疑については次回までに内閣法等調べた上で更にいたしたいと思つておられます。

○栗橋勉君 もう一つ私は根本問題でお尋ねしますが、各省からいろいろ立法が出る場合に、実際の運営として法制局ができませんと、どういふような順序になつて参りましたか、それをお尋ねしたいと思つておられます。

○政府委員(林修三君) これは昔御承知のように旧憲法時代に内閣に法制局がございまして、新憲法に移りまして約一年間の間同じような趣旨で法制局が設けられておりました。昭和二十三年に法制府ができました、昔の法制局が法制府の中に移つておりました現在に至つておりますが、今度は内閣の直屬機関といたすと、こういうことになつております。大体その間におきまして

實際にやつておりました仕事のやり方はどう実はずつておらなかつたわけにございまして、ただ内閣にあります場合と法務府にあります場合は、そこにおのずから仕事の性質上多少の、法制局としての発言力と申しますか、発言の内容にも多少の違ひはあつたわけにございまして、大体仕事の内容は今までと殆んど同じような手続でやることになると思つておられます。手続から申しますれば、これは大体形式的に申せば、今度の設置法にも書いてございまして、今度の設置法に附される法律案、政令案及び條約案を審査し、これに意見を附し、及び所要の修正を加えて、内閣に上申すること。それが第一号でございまして、第二号に「法律案及び政令案を立案し、内閣に上申すること。」この二つがございまして、普通のやり方はこの一で行くわけにございまして、各主管省が自分の主管の法律案或いは政令案を内閣から国会にお出しする或いは政令案を閣議できめてもらおう、こういう場合には各主管省におきまして一応法律案、政令案を立案いたしまして、これを閣議に請議をいたすわけにございまして、閣議に請議をいたした場合には、その内容が果して法律、その他の関係から適當であるかどうかにつきまして、法制局の意見に回付されるわけにございまして、法制局におきましては内閣を審査いたしまして、それが適當であると認める場合には、その意見を出しまして、内容につきまして多少修正を加えるほうがよろしいという場合、こういう場合にはその修正を加えて、これを閣議に報告をいたすわけにございまして、閣議はその意見に基いて閣議できめて頂く、かような手続になるわけにございまして、ただ實際上の手続といたしましては、今申したように形式的には各省が一応自分の法律案、政令案を作りました、それを閣議に出すわけにございまして、實際上どういたすか、一応出て参りましたものも法制局におきまして審査して相當根本的に直すという場合もあるわけにございまして、いろいろそこに法律的に不備な点もあります場合もございまして、或いは他の法律との調整を要する場合もございまして、他の省、庁との権限關係で不適當な場合がございまして、或いは法問題等の関連で不適當な場合もございまして、相當根本的に直す場合もございまして、その手続を省略する旨でございますので、その手続を省略する意味で、實際上の問題として各省庁は閣議に請議いたします場合に一応の原案を持つて参りまして、一応前に見てくれというところはございまして、大体これは法律の手続といたしましては順序が逆でございまして、實際上は先に一応見まして、大体それで法律的に固まつたところで以て閣議に請議いたします。そうすれば閣議を通じて参りまして、法制局で審査する手続も相當簡単に済む。大体は最近そういう手続をとつておられます。併し形式的に申しますと、各省庁が一応の自分の法律案、政令案を立案いたしましてそれを閣議に出す。閣議から一応お下げ渡して参りまして、法制局で意見を付けて出す、こういうことに相成るわけにございまして、第二号に「立案し、内閣に上申すること。」とありますが、これはあらゆる法律案、すべての各省の關係の法律案、政令案に關しまして、自

分て立案し閣議に直接出す権限を規定しておるわけでありまして、これは従来とも昔の法制局時代からございまして、これは必ずしもこの省の、どこの府の法律案、政令案に限らず、一応法制局として閣議から御用命がございまして立案等につきまして、自分で立案して出すことができる、こういう権限を持っております。これはどこにも相談せず直ぐ出せる、こういうこととてございませぬ。

○要橋越夫君　そこで、そうすると特に出るものが先……、文字通りの解釈は、先に閣議に出てそれを更に閣議によつて法制局の意見と聞くというふうになつて、そうして法制局のほうに廻される、そうしてこの一号の意見を附して或いは所要の修正を附して内閣に上申する、こういうことにならぬわけとてございませぬ。

○政府委員(林修三君)　おつしやる通りでございまして、必ず閣議にかかりますものは法制局を通すことになつておりました、法制局を通さずに、内閣関係のものにつきまして閣議で定めるといふことはございませぬ。必ず法制局の意見を聞くという事は、必ずそういうことになつております。

○要橋越夫君　必ず法制局の意見を聞くといふのはどこで出て来るのでございませぬ。

○政府委員(林修三君)　この第一号で「閣議に附される法律案、政令案及び条約案を審査し」云々といふのでございまして、この審査を経て上申したものが閣議でございます、かように考えておるわけとてございませぬ。

○要橋越夫君　そうするとこれは文字

ではなしに精神を汲んで……、文字上はそうは読ませせんね。

○政府委員(林修三君)　これは「閣議に附される」云々といふのでございまして、内閣に上申するものは必ず審査する或いは内閣に上申する、こういう権限をここに書いてございませぬ、この審査し或いは上申しないものにつきましては閣議で定めるといふことは、この裏腹としてないことにならぬのじやなからうか、かように考えております。

○要橋越夫君　なかく、従来も法制局と各省との間に争いがあつたことも私も存しておるのですが、それで念のためにお尋ねするわけですが、そうすると各省の大臣ではなしに総理大臣が閣議で出たものを法制局に廻されたいうことにならぬわけですか、廻される人は誰になるわけですか。各省の大臣ですか、それと総理大臣になるわけですかこの條文から。

○政府委員(林修三君)　形式的には閣議に各省の大臣が請議をいたします。この請議案が閣議できまると段階において、法制局を通つてございませぬ、こういうことに相成るわけでございます。

○要橋越夫君　各省の大臣がされるわけでございますか、総理大臣がされるわけですか、そこはどうなつてございませぬ。

○政府委員(林修三君)　これは各省の大臣は閣議に請議いたすわけでありまして、閣議におきましてきめる前に法制局の審査をするといふこととてございませぬ、閣議から下つて来るわけとてございませぬ。

○要橋越夫君　閣議からといふことは総理大臣ですね、各省大臣が閣議に廻すべき法律案を法制局へ廻すといふ意味じやないですね。

○政府委員(林修三君)　その通りでございます。

○要橋越夫君　もうして二号ですが、今もちよつと出たのですが、法律案、政令案でございませぬ、これは一号と二号との調整は同じやうな案について

も或いは根本的に意見が各省と……、或る省と法制局の間に対立して……、これは従来しばしばあつたのです。その場合には別案を以て、二号によつて内閣に出されるということがあるのでございませぬ。

○政府委員(林修三君)　権限としてできることになつております。

○要橋越夫君　できるのですね、じやこの点はそのくらゐにして置きます。

○竹下豊次君　法制局長官は閣議に出席されることになりませぬか。

○政府委員(林修三君)　これは実ははつきりわかりませぬ。私からお答えしていいかどうかはちよつとわからないのでございませぬ、昔の内閣にございませぬ、法制局長官は閣議に出席いたしてございませぬ。只今は、業務にありませぬ場合は法務総裁が閣議に列席してございませぬ、今度やは内閣に法制局長官が置かれる場合には、恐らく法律顧問としての意味におきまして出席されることにならぬであらうと思つてございませぬ。

○竹下豊次君　法制局では各省関係の法律をまあ法律専門の立場において審査されるわけですが、その場合にその法律案の実質についても審査されることとてできるものでありませぬか、ただ法律技術的に審査されるだけではありませんか。

○政府委員(林修三君)　この法律案の

技術的と申しますか、法律技術的な審査と実質審査と言われるのであります。が、私ども考えますと、実際には、勿論その実質につきまして、あるいは法律を出すほうがいかが悪いか、或いはそのうらやましい政策を出さぬか、或いはこのかたつきまされてはこれは内閣の政策もあることとてございませぬ、各省の政策も、一応の各省の考え方もあるわけとてございませぬ。根本的にそれがいい悪いといふことにつきまして、いわゆる法律的な見地を全然はずしていいかどうかといふことにつきましては多少問題はあるかと存じますが、実際問題といたしましては実質審査と言ふ法律審査と申しませぬ、或いは裏腹、或いは紙一重の問題でございませぬ、いわゆる実質的に論議がございませぬ、或る事柄を前提といたしましてそれを表現する方法が、こういう表現がいいのだとか、こういう表現が法的にまづいかういふこととてだけではありません、やはり憲法を基にいたしまして、その憲法に合つていゝかどうか、或いはそのほかの省庁との関係はどうか、或いはほかの省庁との権限の関係はどうかといふことは、これは全部法的に見ましても審査の対象でございませぬ。実際には相当実質で入りまして審査をいたしますと、そういうこととては行き得ないのでございませぬ、実質的、いわゆる実質審査の内容にも相当するわけとてございませぬ。併し極く抽象的に申せば、或るやういふ観点を除けて、或るやういふものを指出すべきからざるかといふことは、これは内閣の政策なり或いは各省のその自分で行政を実施しておられる責任がございませぬので、こ

れにつきましてとやかくそういう法律的な、憲法とか何とかの関係がないものにつきまして言ひ得るかどうかにつきまされてはこれは相当限界があるのじやないかと思つてございませぬ。

○竹下豊次君　元の法制局では相当に実質的の意見を各省と調わされたものだといふふうにも承知しておりますが、今の法制意見局ではその点が非常に少なくなつておるのでありまして、技術的にこれは法律の体裁が悪いとか、或いは重複してるとか、或いはうらやましいこととて主力を置かれて実質的にタツチされる、ほかの言葉で言へば政策等についての御意見などをお出しになることが非常に少なくなつておるのじやないかと思つてございませぬ、今承わりますと、持つておやりになるという事になつていゝかどうか、或いはそれと強主張されるかといふこととてございませぬ、閣議に長官が出席されて堂々と主張をされるといふことにならない以上、仮に各省長官、各省の關係大臣と法制局長官の意見の違ふやうな場合です、そのやうな場合に各省の大臣は閣議において堂々と主張するけれども、それに受け答へする長官は出席してないといふことになつては、本當のこの両方の対立がどういふ……、法制局の立場から見れば不利な立場に置かれるといふやうなことになるかといふと、非常なことに思つておる問題だと思つておられます。そこで実はず出席されたかどうかといふことをお尋ねしたわけ

○政府委員(林修三君) 先ほど申上げましたようにまあ一応閣議のメンバーではございませんので当然閣議を構成するものではないと思はれども、やはり法律専門的な見地からの助言、或いは意見の申出では必要でございます。

先ほどの実質審査でございますが、従前、昔の法制局は相当いろいろやつておつたようでございますが、これはいろいろの権限と申しますが、昔の法制局は今と多少違いました、今の行政管理局の持つておりました権限も持つておりましたし、或いは又人事院の権限も持つておりましたし、そういうところで大分権限範囲も今と多少違つておつたわけでありまして、併し特にたゞこの法務府になりました以後の審査の仕方につきましては、今お話のような点が確かに一部あつたと存するわけでございまして、これはそう申して何でございませぬか、一応占領期間中におきましては、或る法律なりなんんりの実施といふことは與えられたこととして相当あつたことが實際問題としてあるわけでございます。それをいいか悪いとかいふことは相当実質的な制約もあつたわけでございます。そういう点におきましては相当技術面が強く打出される恰好になつておるのであります。が、今後におきましてはやはり閣議における政策を体しまして、閣議の直接附屬機関でございますから、閣議にお

きまして或いは内閣におきましてそういう政策をとられることになりまされば、そういうことを表現する意味におきましては相当強力で発言し得るのじやないか、かように考えておられるわけでありませぬか。

○竹下豊次君 そうですと、現在のこの改正によりますると、現在法制局見局長官の持つておられる権限をそのままに長官のほうに移される、別に実質的な審査権を従来現在よりも強く広く持たせようとするようにお考えになつておられるわけではないですか。

○政府委員(林修三君) 特に條文の表現在上はそう書いてはないわけでございます。この点は昔の法制局も、法制局官制におきましても大体この三條と同じような実質趣旨を書いておりました。実際の運用から結局法制局長官と閣議との関係でやつておられたことだと思つております。これは結局實際の運用の問題になるのではないかと思つております。

○竹下豊次君 ほかの問題で尋ねたいのですが、今度の新しい制度で、意見局と申しますか、意見部ですか、意見部と一部二部、この一部二部といふのはこれはどういふ分担になりますか。例えば通商省、農林省、どれどれは一部で分担するとかいふ各省別に分担されるということになるわけですか。

○政府委員(林修三君) これはおつしやいます通りでございます。大体各省別に分けまつか或いは事項別で、例えば財政金融とか或いは労働厚生とか、そういうふうな抽象的な区分で分けまつかでございますが、實際的な点から申せば、大体各省別に分けること

が一番實際的でなからうかと存するわけでありませぬか。ただこれは昔の法制局にもございまして、只今の法務府の法制意見各局でもそうでございますが、やはり一応分けてみましても、法律案とか政令案の数がときと共に相当各省で違ひますので、實際その区分は相当自動的に変えなければならぬといふ点はあると存するわけでございます。

現在においても一応法務府の法制意見各局におきましては法律上権限はきまつておりますけれども、同時に法律の條文がございまして、意見長官が各局の事務の分担を變更し得ることになつております。そういう点もございまして、今度の設置法におきましては政令に譲つて頂きまして、實際に機動的な部門の事務の分配はやつて行きたい、かように考えております。ただ、おつしやいまして通り基準は大体各省別にしやめられることになるのじやなからうかと思つております。

○竹下豊次君 意見部が別に二つの部のほかにできる。先程ちよつとお話がありましたけれども、意見部は意見を述べただけですか。これはどういふことになるのですか。二部との性質の違い。

○政府委員(林修三君) 現在の法務府設置法に基きましても、法制意見長官の下に法制意見第一局といふのがございまして、これは新しい設置法の第三條の第三号と第四号に當ることをやつておられるわけでございます。大体各省等から法律問題について意見を求められたい場合にそれに対する法律の解釈を各省に回答いたします。又あらゆる憲法問題その他につきましても法律の解釈につきましても行政部内における最高

の解釈を下す、こういう建前でやつておられるわけでありませぬか。相当重要な仕事を、特にこれは法務府ができましたと

き以來重要視してやつて来ておられるわけでございます。こういう仕事を大体この意見部においてやることになるわけでございます。これは勿論新しい法律案、政令案を作りませぬに、そこに意見がなければ作れないわけでございます。既存の法律の解釈を新しい法律案を作りませぬにどう解釈し

て新らしい法律案、政令案を作るかという問題がございませぬか。一応分担といはしましては意見部におきましては憲法以上既存の法律の解釈ということに主眼をおきまして、勿論新しい法律案、政令案を作りませぬに或いは條約案を審議いたします際に、憲法との関係につきましても最も法律問題の最高的な解釈はこの意見部でやる。大体このういふことに分担して行くことになると思ひます。

○竹下豊次君 私の持ちまする疑問は、仮に各省を二つの部分に分けて、一部と二部とで分担するといふようなことになるか或いはその他の方法で二つに分担するといふことになるか、いづれかになるわけですが、そうしますると、法律の解釈等についても、一部か二部のほうにお尋ねになれば解釈ができるのじやないか、そのほかに何故か意見部といふものが必要であるか、一部二部の分担の人が憲法問題はわからぬ、わからぬから意見部のほうに聞くといふようなことだつたらこれは別ですけれども、そんなこともないのじやなからうかという疑問を持ちませぬか。

○政府委員(林修三君) 私からお答えいたしました。又補充的にも第一局長がおりますから第一局長からお答えいたしますが、これは部の分け方につきま

しては、今おつしやいまして、例えば三部なら三部に分けて、各部で例えれば法律案、政令案及び意見を分担するといふことも当然考えられること

でございます。ただ法律案の審査或いは立案をしております部局は、何と申しますか、特に国会の前後でありますとか、そういうときには非常に多量の法律案なり政令案が一時は輻湊いたしました。相当忙しい仕事をやらなければならぬような状況でございます。憲法問題その他の法律の解釈につきま

しては、相当忙しい仕事をやらなければならぬと思ひます。やはり裁判所とまでは参りませぬけれども、この裁判所に行きましても当然政府部内の最高解釈と通り得るだけの解釈をしなければならぬわけでございます。併し、相当細り下げて考えなければならぬわけでございます。勿論審査をいたします場合に当然そういう意見に基いてやるべきでございますが、やはりそこになんと申しますか、事務のやり方におきまして多少違ひが出て来るわけでございます。各法律案、政令案を審査いたします部で意見を立てることになりますと、どうしてもそこが非常に事務の忙しいようなときにはその仕事があつて廻しになりましたり或いはなか／＼意見をきめかねる、むしろそういうことになる虞れがある。やはり専門に担当いたします部局を設けたほうがよいのじやなからうか。勿論そうなくともならないといふものではございませぬけれども、一応便宜とい



しましてはそのほうがよりいい部局の編制ではなからうか、かように考えまして一応こういう考え方をとつておるわけでございます。

○竹下豊次君 いろ／＼今の問題については考え方、意見の違ひ問題だと思つておられますが、私はこういふふうのことも考へておるのです。現在は今役人になつておられる人達で今度新しく法制局の部の役人になられる人達或いは新しい人は従来の法律については余り詳しく御存じないかもしれない、そう考へると、意見部のほうにそういうことを知つた人をお集めになつて解釈をそこでされるということも一つの方法だろつと思ひます。しかし、あとの長いことを考へてみますと、各部の人が仮に各省を分担して二つに分けて立案から審議して行くということになりましたならば、その問題については意見部の人よりもむしろ専門家が多くなつて来なければならぬ。そして各部の部長初めその専門の参事官というような人達が憲法がわからないようにならなければならないわけですね。そこに本當な専門家がでる。そちらに持つて行つたほうがむしろはつきりわかるのであつて、解釈の問題が起つたとき、局外の立案にタッチもしなかつた人が解釈を下すということ、これはむしろ危険だと思ふ。だから人が足りないというやうな場合があるかもしれないけれども、今の国会中とかいふやうな場合にはさういふ問題も起りましよう。それならばやはり意見部のほうにおかれる人の数を各部に分ける、三つなら三つに分けるといふことができるわけであつて、国会中特に忙がしい、この頃法律案もたくさん

ありますから、忙がしいことは私どもよくわかつております。これが後廻しにされることもあるかも知れない、これも心配でありますけれども、これは後廻しにしないように政府部内ですつかり禱をしましてやつて頂かなければならぬわけで、極くさつ／＼ばらんのお話だから、それを私拳げ足とつて言うわけではありませぬけれども、さういふやうな気がするのでございます。

○政府委員(高辻正三君) 只今竹下さんからのお話、誠に御尤もな点があるのでございまして、結局只今御指摘になりましたやうな考へ方、それから他の政府委員からお話申上げましたやうな考へ方と二つの考へ方は正に両方同じやうに合理的な或る程度の理由をもつて成立つわけでありまして、併しなから私どももやつて参りました経験から徴しまして、やはり法律の解釈と、それから法律の審議立案というものは、或る程度分離しておるほうが法律の解釈についての相当困難な問題に対する時間的関係とか或いは客観的に審議立案すれば主観的になるといふわけではございませぬけれども、より以上にその法律の客観的な意味とあつて、只今この案に示されておるやうな結果になつたわけでございます。それで意見部のほうの仕事といたしましては、やはりこれも相当数多く参るわけ、大体一年に文書によるものが二百五十件くらい、そのほか口頭によるものは相当毎日多数に参つております。それでさういふ事柄の性質上、判事、裁判官等の出身者等もそれに交へまして、いろ／＼な行政府出身者、判事出

身者或いは検事のかた等も加へまして、さういふ組織といたしまして、法律解釈上遺漏のないやうな一つの部を構成いたしまして、この処理に遺憾なきを期さうというのがこのやうになりました経過でございます。

○竹下豊次君 わかりました。

○鈴木直人君 意見部というものは三條の三号、四号が主なんでしょう。

○政府委員(林修三君) 大体さうでございます。

ちよつとつけ加えますが、御承知のやうにこの第四條におきましては一応所掌事務の分配につきましては政令で定めることになつておりますが、名前の示す通りに、大体におきまして只今お示しのやうな第三條の第三号及び四号が主になることと考へております。

○委員(河井彌八君) 如何ですか、本日はこの程度でとどめて置こうかと思ひますが、御異議ないですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(河井彌八君) それでは本日はこの程度にとどめて散会いたし

ます。

午後三時五十四分散会

五月二十四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、恩給不均衡是正に関する諸願(第二二二五号)(第二二二二二号)

一、軍人遺家族等の恩給復活に関する諸願(第二二三八号)(第二二二五五号)(第二二五六号)(第二二二八〇号)(第二二八一号)(第二二二九二号)(第二二七〇号)(第二三〇八号)(第二三〇九号)(第二三三二二号)

一、元軍人等の恩給復活に関する諸願(第二二五七号)(第二二二七五号)

一、元軍人軍属等の恩給復活に関する諸願(第二二五八号)(第二二二七七号)(第二二七八号)(第二二二九七号)(第二二五五号)(第二二二八二号)(第二三〇四号)(第二三三〇五号)(第二三〇六号)

一、元軍関係公務員の恩給復活に関する諸願(第二二五九号)(第二二一九九号)(第二二九四号)(第二二二二八号)(第二二二四号)(第二三〇七号)

一、宮城県に管林局設置の諸願(第二二七三号)

一、元軍人老齢者の恩給復活に関する諸願(第二二七六号)(第二二二三三三号)(第二二六八号)(第二二二八一号)(第二三〇三三号)

一、軍人遺家族の恩給復活に関する諸願(第二二七九号)(第二二二六九号)

一、恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案中一部修正の諸願(第二一九三三号)

一、福島県郡山市に警察予備隊設置の諸願(第二二二二二号)

一、元軍人老齢者等の恩給復活に関する諸願(第二二二八号)

一、人権擁護局存置に関する諸願(第二二二三三三号)(第二二二二五号)(第二二二七一七号)

一、元軍人恩給復活に関する諸願(第二二六七号)(第二二二一九九号)(第二二二七〇号)(第二三三三九号)

一、元軍関係公務員老齢者等の恩給復活に関する諸願(第二二二九三三号)

一、元軍人軍属の恩給復活に関する諸願(第二三二二二二号)

一、軍人遺家族等の恩給復活に関する陳情(第一〇四七号)

一、元軍関係公務員の恩給復活に関する陳情(第一〇五四号)(第一〇六五号)

一、元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情(第一〇五九号)(第一〇九二二二二号)

第二二二二五号 昭和二十七年五月九日受理

恩給不均衡是正に関する諸願

諸願者 愛知県碧南市字赤土五八 中村庄太郎外七十五名

紹介議員 竹中 七郎君

この諸願の趣旨は、第二二二二五号と同じである。

第二二二二二二号 昭和二十七年五月十日受理

恩給不均衡是正に関する諸願

諸願者 愛知県碧南市字赤土五八 中村庄太郎外七十五名

紹介議員 竹中 七郎君

この諸願の趣旨は、第二二二二五号と同じである。

第二二二二二二号 昭和二十七年五月九日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する諸願(三三三三)

請願者 福井県大野郡勝山町下元祿 松村喬外七十二名

紹介議員 池田七郎兵衛君  
講和発効を機会に、昭和二十一年勅令第六十八号によつて停止または制限されている軍人遺家族、傷病軍人および老齢軍人等に対し、すみやかに恩給を復活せられたいとの請願。

第二一五五号 昭和二十七年五月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願  
請願者 北海道札幌市南五條西一七 三坂隆精外六百四十三名

紹介議員 安井 謙君

講和條約発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止または制限された軍人の遺族、傷い軍人および老齢軍人に対する恩給を復活せられたいとの請願。

第二一五六号 昭和二十七年五月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願  
請願者 富山市神通町八六一 森田範正外二千七百六十名

紹介議員 山田 佐一君

この請願の趣旨は、第二一五五号と同じである。

第二一八〇号 昭和二十七年五月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願  
請願者 東京都新宿区左門町一〇 酒井康外五十四名

紹介議員 大隈 信幸君  
この請願の趣旨は、第二一五五号と同じである。

第二二八一号 昭和二十七年五月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願  
（二通）  
請願者 東京都北多摩郡小金井町一、三四六 大久保善夫方 倉橋尙外十九名

紹介議員 岩木 哲夫君

この請願の趣旨は、第二一五五号と同じである。

第二一九二号 昭和二十七年五月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願  
請願者 福井市清川上町一一二 島田清市郎外十名

紹介議員 三好 始君

この請願の趣旨は、第二二三八号と同じである。

第二二七〇号 昭和二十七年五月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願  
請願者 神奈川県中郡大磯町東小磯四四三 上田勝

紹介議員 石村 幸作君

この請願の趣旨は、第二一五五号と同じである。

第二三〇八号 昭和二十七年五月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願  
請願者 茨城県北相馬郡相馬町藤代五〇二 南沢小俊

紹介議員 郡 祐二君

第二三〇九号 昭和二十七年五月十日受理  
軍人遺家族等の恩給復活に関する請願  
請願者 東京都杉並区西荻窪一ノ六七 馬場亀格外五十名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第二一三八号と同じである。

第二三三二号 昭和二十七年五月十日受理

軍人遺家族等の恩給復活に関する請願  
請願者 埼玉県児玉郡東児玉村大字関四一五 遠藤孫次外六百六十四名

紹介議員 松永 義雄君

この請願の趣旨は、第二二三八号と同じである。

第二一五七号 昭和二十七年五月十日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願  
請願者 東京都杉並区高円寺三ノ二二一 乙部アサ外三十五名

紹介議員 安井 謙君

講和條約発効に伴い恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、直ちに軍人、同遺族、傷病軍人に対して恩給法による恩給を支給せられたいとの請願。

第二二七五号 昭和二十七年五月十日受理

元軍人等の恩給復活に関する請願  
請願者 東京都世田谷区赤堤町一ノ一四五 波木周治外二十名

紹介議員 大隈 信幸君  
この請願の趣旨は、第二一五七号と同じである。

第二二五八号 昭和二十七年五月十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願  
請願者 東京都杉並区松ノ木町一、二〇六 藤沢一孝外三十五名

紹介議員 安井 謙君

講和條約発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特例に関する件（昭和二十一年勅令第六十八号）を廃止し、同令によつて恩給を停止または制限された軍人の遺族、傷い軍人および老齢軍人に対する恩給を復活せられたいとの請願。

第二二七七号 昭和二十七年五月十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願  
請願者 愛媛県松山市道後一、〇四三 国安致外八十名

紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第二一五八号と同じである。

第二二七八号 昭和二十七年五月十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願  
請願者 神奈川県藤沢市鶴沼一、八七五 中川兵之助外四百六十八名

紹介議員 稻垣平太郎君

この請願の趣旨は、第二一五八号と同じである。

第二二五五号 昭和二十七年五月十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願  
請願者 鹿兒島市新照院町八五 土橋一夫外四百四十名

紹介議員 紅露 みつ君

第二二一九号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍人軍属等の恩給復活に関する請願  
（四通）  
請願者 熊本市清水町亀井井上政広外五十六名

紹介議員 谷口弥三郎君

この請願の趣旨は、第二一五八号と同じである。

第二二五五号 昭和二十七年五月十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願  
請願者 鹿兒島市新照院町八五 土橋一夫外四百四十名

紹介議員 紅露 みつ君

旧軍人軍属およびその遺族の窮状を察しられて、平和條約発効の日にかのほり恩給を支給せられたいとの請願。

第二二八二号 昭和二十七年五月十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願  
請願者 愛媛県松山市新玉町一ノ四七 二宮昇外三十五名

紹介議員 三橋八次郎君

この請願の趣旨は、第二一五八号と同じである。

第二三〇四号 昭和二十七年五月十日受理

元軍人軍属等の恩給復活に関する請願  
請願者 茨城県東茨城郡小川町字宮田一二七 川並密外八名

紹介議員 菊田 七平君

この請願の趣旨は、第二一五八号と同じである。

第三〇五号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍人軍属等の恩給復活に関する請願  
請願者 高知市八軒町高知県恩給擁護連盟内 山岡重厚外四百十名

紹介議員 西山 亀七君  
この請願の趣旨は、第二一五八号と同じである。

第二三〇六号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍人軍属等の恩給復活に関する請願  
請願者 熊本県上益城郡秋津村 沼山津 吉田正稔外二百二名

紹介議員 郡 祐一君  
この請願の趣旨は、第二一五八号と同じである。

第二二五九号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願  
請願者 大分県佐伯市東町大分県軍人恩給復活期成連盟佐伯連合支部内 古田三郎外三百十八名

紹介議員 三好 始君  
元軍関係公務員の恩給は、講和発効と共に復活支給されたいとの請願。

第二一九一号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願  
請願者 大分県大野郡牧口村軍人恩給復活期成連盟内 村田正治外十三名

紹介議員 三好 始君  
この請願の趣旨は、第二一五九号と同じである。

紹介議員 三好 始君  
この請願の趣旨は、第二一五九号と同じである。

第二一九四号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願  
請願者 大分県東国東郡西武蔵村字富清一八 福田藤光外三十一名

紹介議員 松原 一彦君  
この請願の趣旨は、第二一五九号と同じである。

第二一九八号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願  
請願者 大分県宇佐郡北馬城村 宇山 右田二三武外七千四百八十名

紹介議員 竹下 豊次君  
この請願の趣旨は、第二一五九号と同じである。

第二三二〇号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願  
請願者 大分県東国東郡西武蔵村 小野一男外四十六名

紹介議員 一松 定吉君  
この請願の趣旨は、第二一五九号と同じである。

第二三二二号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願  
請願者 大分県大野郡牧口村 福島岡島の全部を管轄する営林局を設

請願者 大分県下毛郡深株村下深水 外園七郎外五十九名  
紹介議員 三好 始君  
この請願の趣旨は、第二一五九号と同じである。

第二三二四号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願  
請願者 名古屋市西区北藤匠町 三ノ二 広瀬友吉外二百六十名

紹介議員 岡本 愛祐君  
この請願の趣旨は、第二一五九号と同じである。

第二三〇七号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍関係公務員の恩給復活に関する請願  
請願者 大分県大野郡牧口村 堀正士外百十九名

紹介議員 山花 秀雄君  
この請願の趣旨は、第二一五九号と同じである。

第二二七三号 昭和二十七年五月十日受理  
宮城県に営林局設置の請願  
請願者 宮城県知事 佐々木家壽治外十四名

紹介議員 高橋進太郎君  
近く農林省設置法の一部を改正し、営林局および営林署の管轄区域の再配分を行つてほしいとあるが、新森林法の施行と国土総合開発の進展に伴い地理的に最も好条件を具備する本県内に宮城、

置し、この地方の固有および民有林行政の緊密な連絡と円滑な運営に資し、国土の保全と産業の進展を図るとともに民生の安定、国力の増進に寄與するよう関係法令改正の措置を講ぜられたとの請願。

第二二七六号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍人老齢者の恩給復活に関する請願  
請願者 愛媛県松山市藤原町四八〇 小笠原兼太郎外二十二名

紹介議員 三橋八次郎君  
講和条約の発効を機会に元軍人の恩給を復活せられたいとの請願。

第二三三三三号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍人老齢者の恩給復活に関する請願  
請願者 兵庫県伊丹市南野五八七 河村辰雄外二十四名

紹介議員 大谷 登彌君  
この請願の趣旨は、第二一七六号と同じである。

第二二六八号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍人老齢者の恩給復活に関する請願  
請願者 和歌山市雑賀屋町東ノ丁二六 増田潔男外七十五名

紹介議員 徳川 頼貞君  
この請願の趣旨は、第二一七六号と同じである。

第二三〇三三号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍人老齢者の恩給復活に関する請願  
請願者 東京都世田谷区赤堤町一ノ一七三 砂川泰外二十六名

紹介議員 紅露 みつ君  
この請願の趣旨は、第二一七六号と同じである。

請願者 愛媛県喜多郡天神村平岡四八八香林寺内 宇田悦五郎  
紹介議員 三橋八次郎君  
この請願の趣旨は、第二一七六号と同じである。

第二二七九号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍人遺家族の恩給復活に関する請願  
請願者 東京都杉並区中通町二三四 田村貞外九名

紹介議員 大隈 信幸君  
講和条約発効に伴う日本国の自主権回復を機に、恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)を廃止し、同令によつて恩給を停止または制限された軍人の遺族、傷い軍人および老齢軍人に対する恩給を復活せられたいとの請願。

第二二六九号 昭和二十七年五月十日受理  
元軍人遺家族の恩給復活に関する請願  
請願者 和歌山市東町九 向笠八重

紹介議員 徳川 頼貞君  
この請願の趣旨は、第二一七九号と同じである。

元軍人老齢者の恩給復活に関する請願  
四日受理  
第二三二八一号 昭和二十七年五月十日受理

第二一九三号 昭和二十七年五月十日 受理

恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案の一部修正の請願

請願者 香川県仲多度郡善通寺町大字善通寺三三八

岡田園一外二十七名

紹介議員 三好 始君

五十五才以上で就職不能または労働不能の者を救済するため、且下国会において審議中の恩給法の特例に関する件の措置に関する法律案を修正し、普通恩給、遺族扶助料をすみやかに支給せられたいとの請願。

第二二二一号 昭和二十七年五月十日 受理

福島県郡山市に警察予備隊設置の請願

請願者 福島県郡山市境橋四三 丹治盛重外五名

紹介議員 木村 守江君 鈴木直人君 松平 勇雄君

郡山市は、東北の関門であるばかりでなく、太平洋と日本海を結ぶ要点であり、さらに猪苗代電源地帯の常盤炭田地帯との中間をやくする交通の要衝であるから、警察予備隊を福島県に設置するときは右の事由により是非とも同市周辺に決定せられたいとの請願。

第二二一八号 昭和二十七年五月十日 受理

元軍人老齢者等の恩給復活に関する請願

請願者 熊本県飽託郡西里村大字徳王九七 緒方泰治 外百六十一名

紹介議員 鈴木 直人君

元軍人ならびに軍関係公務員等は、終

戦後恩給を停止されて、以来あらゆる苦難をたたかいたが、今日まで生活してきたが、もはや耐乏の限度にきていから、すみやかにこれらの恩給を復活せられたいとの請願。

第二二三三号 昭和二十七年五月十日 受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 宮崎市宮田町一ノ二四 江川基一郎外二名

紹介議員 竹下 豊次君

人権擁護の現制度は「ボツダム宣言」に由来し、民主化の基調として創設されたものであるが、検察、警察、裁判所、刑務所、税務所等において人権侵害事件の発生することが多く、その発生類型が団体および個人の活動のあらゆる分野にわたつているので、これ等を適切に調査処理するには現在の人権擁護局の組織と機構は弱体であるから、今回の行政機構改革に当り人権擁護局の存続とその拡大強化につき善処せられたいとの請願。

第二二二五号 昭和二十七年五月十日 受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 愛媛県松山市二番町岡田玄次郎

紹介議員 玉柳 實君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二七一号 昭和二十七年五月十日 受理

人権擁護局存置に関する請願

請願者 横浜市神奈川区白幡町一ノ九 久保田固松

紹介議員 石村 幸作君

この請願の趣旨は、第二二三三号と同じである。

第二二六七号 昭和二十七年五月十日 受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 東京都世田ヶ谷区玉川奥沢町一ノ二〇九 荒

請願者 東京都世田ヶ谷区玉川

請願者 東京都世田ヶ谷区玉川

元軍人恩給が停止されて以来既に数年になり、これ等受給者およびその家族の生活は悲惨なものである。聞くところによれば恩給停止をさらに明春まで延期する案、あるいは社会保障制度の一環としてしようとする案等があるようであるが、これ等元軍人の生活窮状を賢察の上、すみやかにその恩給を復活せられたいとの請願。

第二三一九号 昭和二十七年五月十日 受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 千葉県山武郡松尾町柴田欣一郎外三十三名

紹介議員 片岡 文重君

この請願の趣旨は、第二二六七号と同じである。

第二三二〇号 昭和二十七年五月十日 受理

元軍人恩給復活に関する請願(四通)

請願者 埼玉県大里郡奈良村大字下奈良一、二、三、二

請願者 埼玉県大里郡奈良村大字下奈良一、二、三、二

請願者 埼玉県大里郡奈良村大字下奈良一、二、三、二

請願者 埼玉県大里郡奈良村大字下奈良一、二、三、二

この請願の趣旨は、第二二六七号と同じである。

第二三二九号 昭和二十七年五月十日 受理

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 愛媛県上浮穴郡参川村大字本川乙四五九 森中武好外百四十四名

紹介議員 玉柳 實君

この請願の趣旨は、第二二六七号と同じである。

元軍人恩給復活に関する請願

請願者 愛媛県上浮穴郡参川村大字本川乙四五九 森中武好外百四十四名

紹介議員 玉柳 實君

この請願の趣旨は、第二二六七号と同じである。

第二二九三号 昭和二十七年五月十日 受理

元軍関係公務員老齢者等の恩給復活に関する請願

請願者 香川県仲多度郡筆岡村大字中村一、三、六、四 城戸庄作

紹介議員 三好 始君

元軍関係公務員特に老病弱者の恩給は、講和発効と共に復活支給されたいとの請願。

第二三二二号 昭和二十七年五月十日 受理

元軍人軍属の恩給復活に関する請願

請願者 埼玉県秩父市大字大宮三、一八二 高橋龜次郎外三百六十五名

紹介議員 松永 義雄君

元軍人軍属およびその遺族の恩給権者は、終戦後恩給を停止されて、以来六年間あらゆる苦難をたたかいたが、もはや耐乏の限度にきていから、講和條約の発効を機会に、これ等元軍人軍属の恩給を復活せられたいとの請願。

第一〇四七号 昭和二十七年五月十日 受理

元軍人遺族等の恩給復活に関する陳情

陳情者 福岡市大名町二ノ九一 宮原久登外十一名

陳情者 福岡市西新町本通り二號

陳情者 福岡市西新町本通り二號

陳情者 福岡市西新町本通り二號

陳情者 福岡市西新町本通り二號

この陳情の趣旨は、第一〇五四号と同じである。

第一〇五四号 昭和二十七年五月十日 受理

元軍関係公務員の恩給復活に関する陳情

陳情者 大分県東国東郡西安岐町大字中園一、〇七二 河野鍋吉外千三百十九名

陳情者 大分県東国東郡西安岐町大字中園一、〇七二 河野鍋吉外千三百十九名

陳情者 大分県東国東郡西安岐町大字中園一、〇七二 河野鍋吉外千三百十九名

陳情者 大分県東国東郡西安岐町大字中園一、〇七二 河野鍋吉外千三百十九名

この陳情の趣旨は、第一〇五四号と同じである。

第一〇五九号 昭和二十七年五月十日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

陳情者 京都市伏見区深草願成町

一二 中村半之助外三十  
七名

終戦後元軍人等に対する恩給が停止され既に教年になるが、生活の現実は元軍人老齢者の境遇を悲惨なものにして  
いるから、すみやかにこれらの元軍人  
に対する恩給を復活せられたいとの陳  
情。

第一〇九二号 昭和二十七年五月十日受理

元軍人老齢者の恩給復活に関する陳情

陳情者 千葉市轟町一ノ四二号

松尾清英

この陳情の趣旨は、第一〇五九号と同じである。

昭和二十七年六月二十三日印刷

昭和二十七年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所